

○経済産業省告示第百三十一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年九月十二日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行	三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行

うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 (略)

7 (1)～(8) (略)

- (9) 次の表の上欄に掲げる国を原産地とする下欄に掲げる貨物を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 (略)

7 (1)～(8) (略)

- (9) 次の表の上欄に掲げる国を原産地とする下欄に掲げる貨物を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

国	貨物	
	関税率表 の番号等	貨物名
ロシア	二七・〇 九	原油であつて、次のいずれかに該当するもの イ その価格が、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与する

国	貨物	
	関税率表 の番号等	貨物名
ロシア	二七・〇 九	原油であつて、次のいずれかに該当するもの イ その価格が、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与する

ため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上 限価格を定める件（令和四年外務省告示第四百四号。ロにおいて「上限価格を定める外務省告示」という。）別

ため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上 限価格を定める件（令和四年外務省告示第四百四号。以下「上限価格を定める外務省告示」という。）別表１に

表1に定める原油の価格（ロにおいて「原油の上限価格」という。） ）以下のもの ロ 上限価格を定める外務省告示の改正により、上限価格を定める外務省告示別表1に定める原油の上限価格を引き下げた場合における当該改正の日の前日において上限価格を定め

定める原油の価格以下のもの （新設）

(10)	(注)	(略)	
		(略)	
		(略)	ハ (略) る外務省告示別表1に 定められている上限価 格以下のもの（イに掲 げるものを除く。）で あつて、令和七年十月 十七日までに本邦にお いて船卸しをするもの
(10)	(注)	(略)	
		(略)	
		(略)	ロ (略)